

さいたま市自治基本条例検討委員会

第14回 会議の記録

日時	平成 23 年 2 月 21 日(月) 18:45 ~ 21:40
場所	大宮区役所 南館 301 会議室
参加者 敬称略	〔委員等〕 計 13 名 伊藤 巖 / 内田 智 / 小野田 晃夫 / 染谷 義一 / 富沢 賢治 / 中津原努 / 福島 康仁 / 古屋 さおり / 細川 晴衣 / 堀越 栄子 / 三宅雄彦 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 (欠席者:歌川 光一 / 遠藤 佳菜恵 / 栗原 保 / 高橋 直郁 / 中田 了介 / 吉川 はる奈 〔事務局:さいたま市〕 計 7 名 企画調整課主幹 松本孝 / 総合振興計画係長 柿沼浩二 / 総合振興計画係主査 松尾真介 / 総合振興計画係主査 大砂武博 / 総合振興計画係主査 島倉晋弥 / 総合振興計画係主任 高橋格 / 企画係主任 清水慶久 〔地域総合計画研究所〕1 名 細田祥子 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)中間報告(たたき台)について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	次第 資料1 中間報告(たたき台) (5)市政運営・まちづくり(後半の未検討部分、(6)地域コミュニティ・区、(7)条例の運用等 資料2 中間報告(たたき台)に対する委員からの修正意見 参考資料1 中間報告(たたき台)に対する主な所管課(室)からの修正意見等 参考資料2 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048 - 829 - 1035

1 開会

事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料2 市民から寄せられた意見の概要説明)

2. 議題

(1)中間報告(たたき台)について

監査

福島委員長

- ・ 議会・行政部会の案をほぼそのまま整理したもの。たたき台に対して所管課から意見が出されている。

事務局

- ・ 補足すると「監査委員」と「外部監査」では所管課が異なるためそれぞれ意見が出されている。
- ・ 議会行政・部会では「監査」について盛り込む必要があるかどうか議論の中心になった。監査は自治体運営にとって本来重要な制度であり、法令に定められていることではあるが、監査制度自体を知らない市民も多いことが想定されるため、確認規定として盛り込んでどうか、という経緯である。

福島委員長

- ・ まず、監査課の意見については、地方自治法との整合を図るための微修正であるので反映したい。
- ・ 次に、総務課からの外部監査に関する意見をどうするか。

染谷委員

- ・ 他の政令指定都市の自治基本条例を見ると監査について規定しているところもあるようだ。

湯浅委員

- ・ 民間企業でも、事業内容まで含めて監査の対象としているところが増えている。市民にとっては難しい項目ではあるが、重要な項目なので自治基本条例に盛り込む必要があると考える。

中津原副委員長

- ・ 監査制度について知らない市民が多くいるため、盛り込む意味はあると考える。
- ・ ただ1点、他の項目の主語は「市民」「議会」「市長等」のいずれかであるのに対し、ここだけ「監査委員」が主語になっている。主語を「市長等」に書き換えることは考えられないか。

福島委員長

- ・ アイデアがあれば、中間報告後に考えることとし、中間報告書としては案のままで進める。

内田委員

- ・ 民間だけでなく行政にもコンプライアンスが求められている。その意味からも監査は重要な制度である。

行政評価

福島委員長

- ・ 議会・行政部会からの提案を踏まえて、用語の統一を図った。またここについても所管課から意見が出されている。

事務局

- ・ 行財政改革推進本部からの意見では、【条例案骨子】2点目の見出しの修正案と「市民による評価の実施」の削除が大きなポイントである。

中津原副委員長

- ・ 「市民による評価の実施」を削除し、意見を聴くだけとするのであれば、逆に見出しは「行政評価への市民意見の反映」のままで良いのではないか。

- ・ 将来的に「評価を実施」する余地を残すのであれば、「参加」とするのが適当である。
- ・ 自治基本条例は現状の取組を追認するものではないことを確認したい。

堀越委員

- ・ 協働モデル事業や高齢者保健福祉計画の評価は市民も行っている。行政評価とは、行財政改革推進本部が所管しているものだけではないので、「または市民による評価を実施する」は残し、タイトルも「参加」とした方がよい。

渡邊委員

- ・ 所管課からの意見は、その課全体で議論した上での公式の意見なのか。

事務局

- ・ 企画調整課から正式に文書で依頼したものに対する回答なので、正式なものと考えている。

渡邊委員

- ・ 所管課からの意見を全て受け入れるということでは、市長は、各課に意見を聞いて了承を得ないと議案を出せないことになってしまう。あくまでも「参考意見」という認識でよいのか。

中津原副委員長

- ・ あくまでもこの報告書はこの検討委員会が出すものであるので、所管課からの意見は参考である。

福島委員長

- ・ 市民フォーラムで市民の意見を聴くのと同時に「行政の意見」も聴いている、ということだ。
- ・ 先ほどの修正意見については、見出しは「行政評価への市民参加」とし、内容は案のままとする。その他、【考え方・解説】への修正意見についてはどうか。

中津原副委員長

- ・ 現在の取組を紹介すべきでないという の意見について、この【考え方・解説】がそのまま逐条解説になるものではないので、削除する必要はないと考える。

堀越委員

- ・ 行政評価を行うことは不可欠、とまでは言えないという の意見の理由が知りたい。

事務局

- ・ 効率的な市政運営を行うためには他の方法もあるという意味ではないか。

福島委員長

- ・ は表現を適切にしているので了承、 は案のまま、 は行政評価への市民参加の説明であるので了承したい。
- ・ についてはどうか。

事務局

- ・ 議会・行政部会では、一次評価を行政が行ったうえで、その結果について二次評価を市民参加で行う、という議論があった。

堀越委員

- ・ 「行政評価」の範囲の定義が難しい。行財政改革推進本部が行うものだけを指すのか、他の課が行っている見直しや評価も指すのか。

内田委員

- ・ 市長のマニフェストの評価委員会はどう進んでいるのか。

中津原副委員長

- ・ 結果が公表されている。これも市民による「行政評価」と言えるのでは。

事務局

- ・ これについても市側が一次評価を行った上で、市民による評価を実施した。

小野田委員

- ・ 私は傍聴したが、市側の評価と市民側の評価について、一致または甘い辛いなどの違いを
発表していた。

中津原副委員長

- ・ 市民側が別の指標で評価するのではなく、あくまでも「一次評価結果を評価」という
ものである。

堀越委員

- ・ 市民活動サポートセンターは、協働管理運営方式により運営している。そのため、行政側・
指定管理者がそれぞれ自己評価を行い、その結果を運営協議会が評価する形をとっている。
さらに、利用者からの評価をアンケート等により行い参考にしている。

伊藤委員

- ・ 私も市長マニフェストをベースにした「しあわせ倍増プラン2009」の市民評価報告会
に参加した。139項目について10点方式で点をつける。私が評価を辛く付けると「欄
外」扱いとなったため、他の人と大きく変わらない評価を付け替えるということもあった。

小野田委員

- ・ 担当課による一次評価と市民による二次評価が違った場合にどうするかが大切であるが、
その方法が示されていなかった。

事務局

- ・ その場で結論を出すのではなく、二次評価を受けて行政がどうするかを考えるための場だ
ったと思う。

福島委員長

- ・ 行政評価における二次評価はギャップが出るものである。自己評価の甘さのチェック、緊
張関係をつくる、という意味合いが強い。

湯浅委員

- ・ 【条例案骨子】の2点目と所管課からの意見 について、今の議論でいう一次評価と二次
評価は両方とも必要だと考えるので、【考え方・解説】にも記載があるべき。

渡邊委員

- ・ あまり限定せずいろいろなケースを包含するようにしておきたい。議会・行政部会でも議
論が多くあったところなので削除しないでほしい。例えば財政破たんした夕張市でも「行
政評価」は行っていたはずである。幅広く、いろいろな評価がされるべきだ。

事務局

- ・ 「行政評価」の定義が明確ではないが、「行政活動全般に対する評価」を指すものだとす
れば、行財政改革推進本部が行うものだけではない。
- ・ 所管課からの意見 は、 の追加意見に含まれていると思われる。

福島委員長

- ・ では、 の部分は削除し、 を追加することとする。 は文言の整理なので了承する。
については、冒頭の責務規定から位置的に離れており、具体的な内容とするために案のま

まとする。 については「費用対効果」を「見直し」にばかした表現とする修正案であるが、指摘の通り重複するので修正を了承する。これで文章を考えたい。

中津原副委員長

- ・ 「行政評価」の範囲を【考え方・解説】で定義した方がよい。

組織

福島委員長

- ・ 議会・行政部会の案を踏まえた。【条例案骨子】1点目に「組織」とあったのを「組織及び人員体制」と追加した。また、所管課から意見が出されている。

事務局

- ・ 補足すると、【条例案骨子】1点目の「(1)地域や市の課題に的確に対応できること」は議会・行政部会案にはなかったが、最初を書くべき大切なこととして追加した経緯がある。

中津原副委員長

- ・ 【条例案骨子】2点目の「組織風土」は抽象的すぎるという意見があった。

富沢委員

- ・ 【考え方・解説】にある「市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体の姿勢」をそのまま【条例案骨子】に置き換えてはどうか。

中津原副委員長

- ・ 「組織風土」を「組織全体の姿勢」と置き換え、「市民が市政に参加しやすい組織全体の姿勢」とすればよい。

福島委員長

- ・ ここは所管課から重複のために削除を提案されているが、そのとおり修正し、この項目は残すこととする。

堀越委員

- ・ 所管課の意見では、市民参加については、基本原則にあるので他の項目で全く述べなくていいことになってしまう。重複しても、項目ごとに具体的な内容・方法を示す必要があるので、残すべきである。

事務局

- ・ その他に【検討課題】にあるとおり、議会・行政部会では、人材育成は職員個人の問題ではなく組織全体の問題として取り組むべきでは、といった議論があった。
- ・ 組織については総務課、人員体制は人事課、人材育成は人材育成課がそれぞれ所管する。

富沢委員

- ・ 【条例案骨子】の(4)として「市民の目線にたった人材育成」などと追加してはどうか。

三宅委員

- ・ それよりは、【条例案骨子】1点目の全体に係るように「組織、人員体制及び人材育成」としたらどうか。

福島委員長

- ・ そのように修正することとして文章を考えたい。

細川委員

- ・ いまの提案で結構だと思うが、市民部会では「自治を担う人づくり」という項目について検討した。その項目では、市民についてのみ記載していたが、範囲を広げて市職員も含めて記載するという方法もある。

富沢委員

- ・ その議論の際、「人材」という言葉が良くないという意見があった。「人材」と「人づくり」の定義をどうするかという問題もある。

福島委員長

- ・ 今後の検討に向けての問題提起とする。

市の発展のための法務

福島委員長

- ・ こちらも議会・行政部会の案を踏まえて整理した。【条例案骨子】2点目について、部会の案では主語に「市民」も含まれていたが、市民は条例の制定改廃を行うことはできないので主語を修正した。
- ・ また、【考え方・解説】の4点目として、条例は憲法や法令の範囲内で制定されることを確認している。

事務局

- ・ その他、所管課から意見が出ている。「主語に関する問題提起」として、主語を「市」とした方がよいのでは、とあるが、これについては現在、何が主語として適切なか確認するために便宜上「議会」と「市長等」を分けて記載しているところである。
- ・ また「この項目全体に関する問題提起」として、条例と法令の運用・制定改廃の「目的」について指摘があるので検討頂きたい。

中津原副委員長

- ・ 条例は法令よりも市民生活に身近なものというイメージがあるので、「...のために」の部分の表現に違いがあるのだと理解しているが、条例も制定改廃だけでなく「適正な解釈及び柔軟な運用」がされるべきなので、「法令等」として条例も含めてはどうか。

事務局

- ・ または1点目と2点目を統合して表現できないか。

三宅委員

- ・ 逆に、1点目は法令に限定しているので「市民福祉の向上と市の健全な発展のため」という目的になっているのではないか。2点目はあくまでも条例に限定するとすれば、2点目に「適正な解釈」と「柔軟な運用」の表現を追加すればよい。そうすると、1点目は「法令等」ではなく、あくまで「法令」とするべきである。

福島委員長

- ・ 1点目は原案のとおりとし、2点目はそのように修正する方向で文章を考える。

危機管理

福島委員長

- ・ 議会・行政部会の案のままであるが、所管課から全体的に簡略化してはどうかという意見が出されている。
- ・ また、古屋委員から提案がある。

古屋委員

- ・ 「危機」について、「災害」「事件・事故」のほかに「緊急事態等」を追加したい。市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼすものは「災害」「事件・事故」だけではないからである。例えば、子どもの育成や健康と食の安全について、現在、目に見えない形で事態は深刻化しており、これも「危機」と呼べるものとする。

三宅委員

- ・ 有害物質を含む食品が市内に出回っている場合などのことか。

古屋委員

- ・ 有害物質により子どもの脳の発達に障害が出る事例が報告されている。

富沢委員

- ・ では、「災害や事件・事故、環境」などとしてはどうか。

事務局

- ・ さいたま市の危機管理指針の定義では、「環境汚染」も「危機」に含まれるものとしており、【考え方・解説】に具体的に書かれている。

福島委員長

- ・ 【条例案骨子】から読めるようにした方がよいということだろう。

堀越委員

- ・ 児童虐待や孤独死の問題など、これも「危機」と言うのか。最近119番通報を受けるケースが多様化していると聞く。どこまでを「危機」の範囲とするのか。

渡邊委員

- ・ 古屋委員の言う内容はすでに含まれているが、それが読んでも分からないのであれば説明を加えればよいのではないか。

富沢委員

- ・ 文言の問題なので、「災害」と「事件・事故等の緊急事態」としてはどうか。

福島委員長

- ・ 「災害や事件・事故等の緊急事態」とする。

中津原副委員長

- ・ 危機管理では【条例案骨子】1点目(3)の予測・予知、被害の未然防止が重要だ。

古屋委員

- ・ (3)には予防原則も入れてほしい。

中津原副委員長

- ・ (4)には、「危機の収拾」と「再発防止」という2つのことが入っている。
- ・ また、(1)と(2)は同じ内容ではないのか。

三宅委員

- ・ (1)は、自助、共助、公助の順序の重要性を強調している。

堀越委員

- ・ (4)の再発防止は(3)に含めてよいのではないか。

福島委員長

- ・ 「再発防止」は(3)に入れることとする。
- ・ 「危機の収拾」は【条例案骨子】2点目に含まれているものとして削除するというのも考えられる。

富沢委員

- ・ 【条例案骨子】2点目は、危機発生時についての記述なので、(4)の「危機の収拾」とは異なるのではないか。
- ・ (4)は残して、「危機の収拾と市の再建」などとしてはどうか。

事務局

- ・ 「危機」には様々なケースを含めるものとした場合、「市の再建」と言い切れるのか。

三宅委員

- ・ 危機とは「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす…」であるので、「被害の復旧」などの表現が適切ではないか。

中津原副委員長

- ・ 被害者の救済もある。

福島委員長

- ・ (4)については、「被害者の救済など危機の収拾」とする。

伊藤委員

- ・ 危機管理には「情報の収集」が重要であり追加したい。

古屋委員

- ・ 普段から危機に関する情報提供を行うことが重要である。

富沢委員

- ・ 伊藤委員の意見は【条例案骨子】2点目に「その情報を速やかに収集、発信し」と追加してはどうか。
- ・ 古屋委員の意見は、(2)についての【考え方・解説】で具体的に書いてはどうか。

中津原副委員長

- ・ 身近な例では水害マップなどハザードマップがある。情報発信については(2)に含まれているのではないか。

事務局

- ・ (1)にも「周知及び啓発」として含まれている。

福島委員長

- ・ 【考え方・解説】にもう少し具体的に記載することを考えたい。

古屋委員

- ・ 修正意見の2点目は、阪神淡路大震災の際の救出や復興に市民のネットワークが寄与したということから提案したい。

渡邊委員

- ・ 現在でも様々な団体等が連携して防災訓練などを実施しているが、それとは別に新しい「ネットワーク」をつくるという提案か。

古屋委員

- ・ 阪神淡路大震災では、ボランティアが全国から集まったが、情報がなく必ずしも効果的に作業にあたれなかったという反省点があったと聞く。

三宅委員

- ・ 「危機」的状況とは、普段の行政の指揮系統が機能しないことを想定すると、【条例案骨子】の1点目は普段の指揮系統が機能している危機の前後の状況について述べており、2

点目はまさに発生時について述べていると考える。すると、古屋委員の提案は1点目に含まれるのでは。

福島委員長

- ・ 1点目に含まれるので修正はしないこととする。

中津原副委員長

- ・ 1点目は、議会も主語に含まれるが、2点目は市長等のみとなっている。

福島委員長

- ・ 危機的状況がまさに発生している最中では、指揮系統の権限が市長に集中すると考えたためである。

小野田委員

- ・ 【条例案骨子】2点目の「効果的」というのが良く分からない。「適切な」としたほうがよいのでは。

富沢委員

- ・ 「適切」には迅速も含まれるので、「効果的」の方が並びがよい。

福島委員長

- ・ 「効果的」とする。

国や他の地方自治体等との関係

福島委員長

- ・ 議会・行政部会の案のままだが、内田委員から意見が出されている。

内田委員

- ・ 1点目について「市のまちづくり」ではなく「市の重要事項」とした。「まちづくり」とは「豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動」と定義されていて、それでは範囲が狭いと考えたためである。「重要事項」とは、例えば原子力発電所の建設などを指している。これらに対しても市民の声を反映すべきである。

事務局

- ・ 「重要事項」とするとかえって分かりにくい。「市のまちづくりに重大な影響を与えるおそれのある国や県の政策」などはどうか。

福島委員長

- ・ 「市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある」とする。
- ・ もう一点、内田委員からの提案「市民の意思を尊重し」の追加についてはどうか。

事務局

- ・ 確かに重要な視点だが、特定の市民の意思が表示された場合に「国及び埼玉県に対して意見を行う」ことを強要されるようなおそれがある。あくまでも、市民の意見が寄せられた上で、何が市民全体の利益になるかどうかの判断は、議会や市長が行うものといえる。

内田委員

- ・ 原子力発電所や産業廃棄物処理場の建設に賛成する人がいるのか。

事務局

- ・ 例えば、基地の移設などについては、他自治体の事例では、必ずしも反対する市民だけではないと聞く。

福島委員長

- ・ 「市民の意思」が全体の意思ならよいが、個々の意思となると難しいという意見である。

中津原副委員長

- ・ 「市民全体の意思」としてはどうか。

事務局

- ・ 「市民全体」ということであれば、冒頭の「市民福祉の向上と市の健全な発展のため」に集約されている。

三宅委員

- ・ 事務局の懸念は理解するが、「市民の意見を聞く」という内容は他にも多く出てくる。これは個別の市民ではなく「一般的市民」を想定した表現であろう。ここに書いていなくても適正な手続きにのっとりて権利を行使する必要があることは当然である。内田委員の提案を追加しても事務局が懸念する事態は発生しないと考える。

内田委員

- ・ 市長、行政は必ずしも市民の意見を受け入れるだけではなく、市民を説得する役割があると考えている。

福島委員長

- ・ 「市民の意思を尊重し」を追加することとする。

事務局

- ・ 【条例案骨子】2点目の「競い合い」という表現に違和感があるがどうか。確かに都市間競争も重要であるが。

富沢委員

- ・ 「学び合い」ではどうか。

内田委員

- ・ 日本人は競争心が欠けがちなので、あえて「競い合い」としておきたい。

中津原副委員長

- ・ 「競い合い」の後に「共に発展していくこと」とあるので問題ないと思う。【考え方・解説】にある「リーダーシップ」といった趣旨とも関連する。

堀越委員

- ・ 議会・行政部会でも議論したが、政令指定都市であり、他の自治体に対する影響力は大きいのでこのような内容を記載している。

3. その他、閉会

(1) 市民フォーラムについて

染谷委員

- ・ 当日の運営方法について、運営委員会の案では二つ目の案「教室形式」のみだったが、今回有志で話し合った結果、一つ目の案「ワークショップ形式」を追加した。参加者が60名程度までならワークショップ形式で行うという案である。

堀越委員

- ・ なるべく多くの意見を聞くためである。

富沢委員

- ・ ワークショップ形式で実施した場合、各グループの発表は行うのか。

染谷委員

- ・ 進め方の詳細は今後詰める予定である。

(2) フェスティバルについて

堀越委員

- ・ 参加頂ける方は、委員会終了後少し残って頂きたい。

事務局

- ・ 次回は、2月28日(月)に開催する。また、中間報告の市長提出の日程は、3月14日(月)で調整している。

以上